

2023年度 国東市資金調達・資金運用戦略

1 金融環境と課題	
(1)日本銀行の金融緩和政策（2001～）推移	1
(2)10年に渡る異次元の金融緩和による日本銀行貸借対照表の膨張	2
(3)金利のない日本を創出⇒お金は金利の低い国から金利の高い国へ流れる	2
(4)異次元の金融緩和が日本に残した課題	3
(5)なにをなすべきか	5
2 資金調達及び資金運用（債券取引）の統一	
(1)資金調達と資金運用「債券取引」のちがいと共通性	7
(2)金利変動リスクを踏まえた資金調達・資金運用戦略	8
3 長期資金調達	
(1)長期資金調達の目的と戦略	11
(2)本年度の戦略	12
4 安全な資金運用の原則	
(1)全庁的な連携による預金ペイオフ対策	16
(2)運用商品の制限	16
5 会計資金「歳計現金等」における支払資金確保と資金運用の統一	
(1)2つの目的を達成するためのリスクマネジメントの考え方	17
(2)会計資金「歳計現金等」の支払資金の確保	19
6 基金、公営企業及び外郭団体資金の運用における統一	
(1)2つの目的を達成するためのリスクマネジメントの考え方	21
(2)基金一括運用のさまざまな効果	25
参考1 地方債の充当率、元利償還金地方交付税措置及び調達資金	27
参考2 地方債同意等基準（令和5年総務省告示第171号）における矛盾	28
参考3 地方公共団体における資金運用収入の状況	29
参考4 「地方分権改革」理解が「省庁集権的組織文化」を克服し住民目線の意識醸成	30
参考5 財政民主主義を支える予算原則	31

1 金融環境と課題

(1)日本銀行の金融緩和政策（2001～）推移

2001-2006年：量的緩和政策

1992年不動産バブル崩壊⇒不良債権による銀行危機⇒政策金利0%近く⇒経済低迷のまま

世界初の量的緩和：民間銀行から国債購入⇒当座預金増（4兆円⇒33兆円）⇒経済低迷のまま

[意図]マネタリーベース（当座預金等）増⇒貸出し増え（乗数効果）⇒経済活性化

[結果]0%近い金利+お金余りの状況⇒当座預金増やしても貸出しは増えなかった⇒失敗

2013年：量的質的金融緩和政策スタート

（2013年黒田総裁の記者会見）マネタリーベース（当座預金等）や長期国債等の保有額を2年間で2倍に拡大し、2年間で2%の物価目標を達成する

（量的緩和）日銀が銀行から毎年国債50兆円購入 **目標未達**⇒70兆円⇒80兆円

（質的緩和）日銀が株式資産（ETF、不動産信託）1兆円購入 **目標未達**⇒6兆円⇒12兆円

日銀の巨額な長期国債購入⇒官制の長期国債の買い圧力⇒国債価格上昇と市場金利低下
債券買い（需要）増⇒価格上昇+金利低下 債券売り（供給）増⇒価格低下+金利上昇

2016年：長短金利操作付きイールドカーブコントロール政策

・2月マイナス金利政策：政策金利（当座預金金利）**-0.1%**

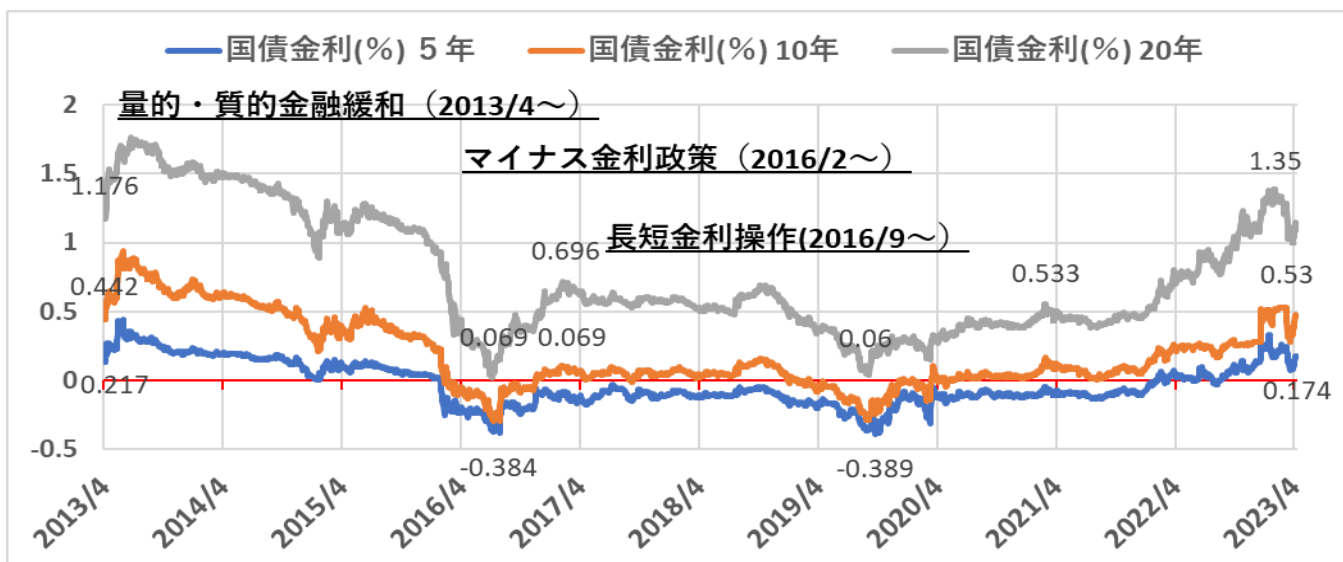
⇒10年・20年国債マイナス金利へ⇒混乱收拾のため⇒9月:10年国債金利目標0%前後

コロナ対策としての世界的な財政拡張と金融緩和+ロシアのウクライナ侵略戦争⇒インフレ

・世界的なインフレ発生に対する金融引き締め=世界の金利上昇

⇒日本の低金利と世界の高金利との差拡大⇒**円安の進行**

図1-1 日本銀行「異次元の金融緩和」政策後の国債金利の動向



(2)10年に渡る異次元の金融緩和による日銀貸借対照表の膨張

(1)日本銀行資産：2013年3月末164兆円⇒2023年3月末735兆円(GDP131%)

(2)日本銀行国債保有：2013年3月末125兆円⇒2023年3月末582兆円(発行額の56%)

(3)日本銀行「当座預金」：2013年3月末58兆円⇒2023年3月末549兆円

- ・当座預金：本来、金融機関の支払い準備のため日本銀行に置く資金
- ・日銀の金融機関を通じた大量の国債購入⇒金利下げ+金融機関に大量のお金を供給

表1-1 日本銀行比較貸借対照表（日銀営業毎旬報告）

単位：兆円

資産の部				負債の部			
内訳	2013/3/31	2023/3/31	差引	内訳	2013/3/31	2023/3/31	差引
金地金	0.4	0.4	0	発行銀行券	83	122	39
現金	0.3	0.3	0.0	その他預金等	2	29	27
国債	125	582	457	当座預金	58	549	491
CP、短期社債	1	2	1	損失引当金等	3	8	5
社債	3	8	5	その他	15	24	9
株式投資等	1.4	0.3	-1.1	小計	161	732	571
信託財産株式投資信託				純資産の部			
ETF(指数連動型株式投資信託)等	2	37	35				
不動産投資信託	0.1	0.6	0.5	資本金	0.0001	0.0001	0
小計	3.5	38.0	34.5	準備金	3	3	0
その他	31	104	74	小計	3	3	0
資産合計	164	735	571	負債・純資産合計	164	735	571

(3)金利のない日本を創出⇒お金は金利の低い国から金利の高い国へ流れる

(1)円安の進行、実質実効為替レートは50年前の水準、貿易収支赤字幅拡大

(2)当座預金549兆円は金融引締め政策（政策金利上昇）を不能にした

- ・政策金利（当座預金金利）1%上昇⇒日銀5.49兆円利子払い⇒赤字決算（政府補填）
- ・2022年ドル円為替150円阻止⇒政策金利上げ不能⇒6.4兆円為替介入：円買いドル売り

(3)株式（ETF等）保有38兆円は株価下落の含み損⇒債務超過リスク⇒円信任喪失リスク

(4)財政規律喪失 2022年度普通国債残高1042兆円（2012年度以降=600兆円増）

(4)異次元の金融緩和が日本に残した課題

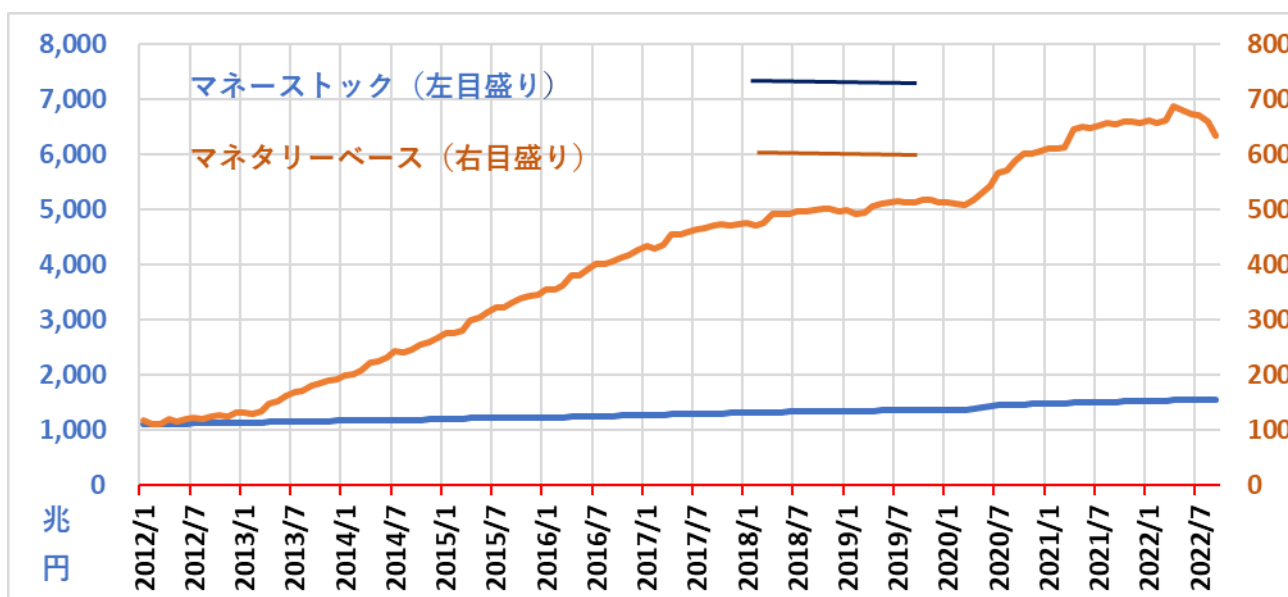
①アベノミクス「金融緩和+財政支出拡大」のマネタリーベース膨張は効果がなかった

ア)金融緩和政策による経済成長のメカニズム「中央銀行が銀行等に貨幣を供給『マネタリーベース（当座預金）を増やす』+短期金利を引下げ」⇒マネーストック「民間銀行の貸出しが増え、社会に流通する通貨が増える⇒経済成長」⇒働かなかった

イ) 金利0%では、金融機関に大量の資金供給をしても貸し出しは増えない

日銀の壮大な実験（2001-2006 年量的緩和、及び異次元の金融緩和）が世界に示した流動性の罠：金利ゼロ%においては、消費や投資よりも貨幣の保管が選ばれ、マネタリーベース増大はマネーストックを増やさず、景気刺激策にならない

図1-2 当座預金膨張は社会への通貨供給量を増やさなかった



出所：日本銀行ホームページ

マネタリーベース = 市中に出回っているお金と日銀当座預金の合計額

= 日本銀行券発行高 + 貨幣流通高 + 日銀当座預金

マネーストック = 金融機関全体から、経済全体に供給される通貨の総量

②日本銀行の異次元の金融緩和政策により、円安が進行した

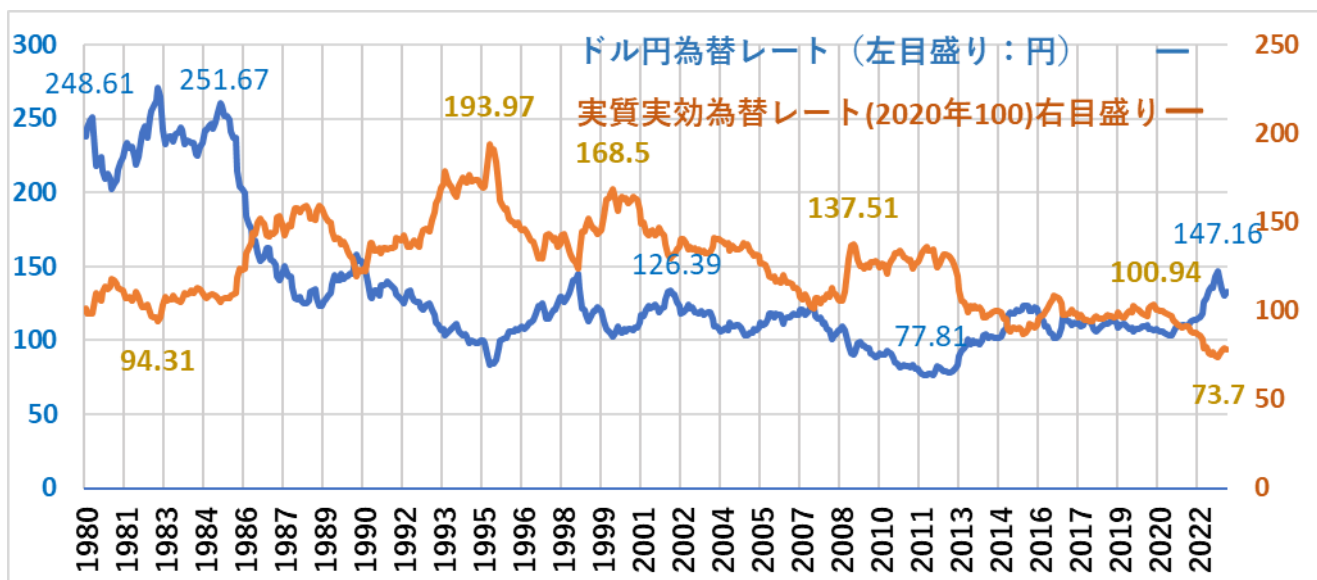
ア)長短金利を0%程度に統制

1.)金利差を要因として為替は円安に向かった

2.)実質的な円の実力「実質実効為替レート」は50年前の水準にまで衰えた

実質実効為替レート 約60カ国の通貨を対象に日本との間の貿易額等でウェイト付けして集計・算出。物価上昇を踏まえた購買力などの通貨の実力を2020年100として算定。1973年1ドル300円に匹敵する円購買力低下状況。

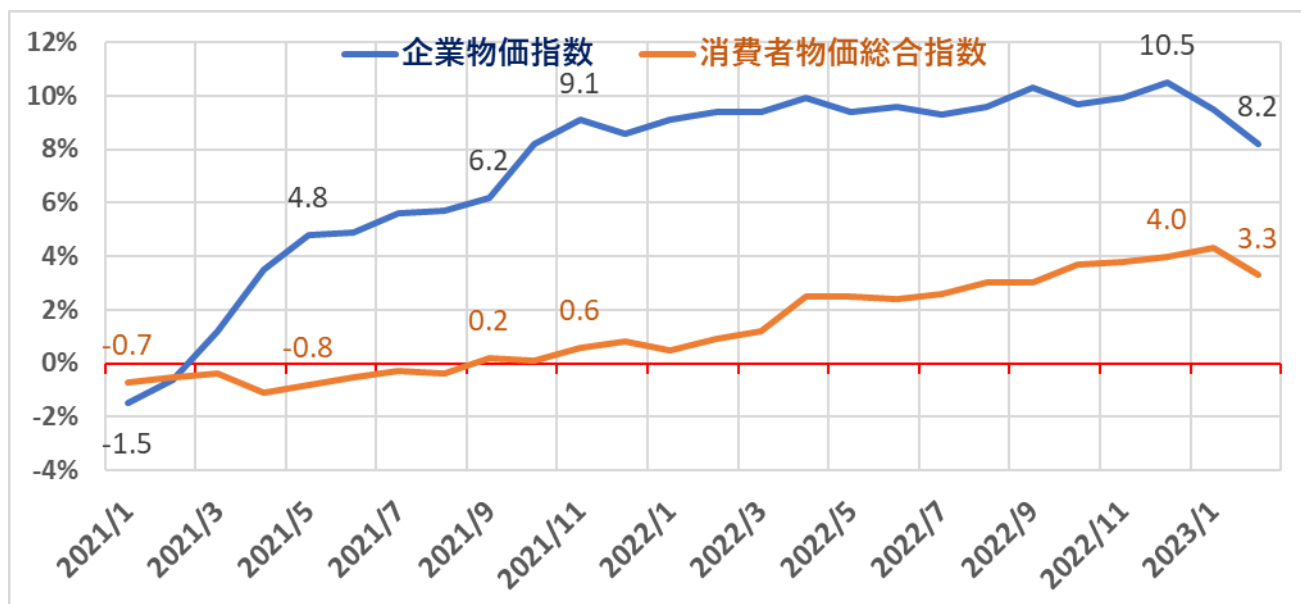
図1-3 実質実効為替レート及びドル円為替レート推移（1980年～2022年）



出所：日本銀行ホームページ

③世界と同じように、企業物価は上昇した、十分転嫁できないが消費者物価も上昇

図1-4 日本の企業物価上昇と消費者物価上昇のかい離（2021年1月～2023年3月）



出所：日本銀行ホームページ、総務省統計局ホームページ

④円安による貿易収支赤字の拡大⇒経常収支赤字リスク

ア)円安による輸出メリットが貿易収支黒字をもたらすメカニズムが崩壊

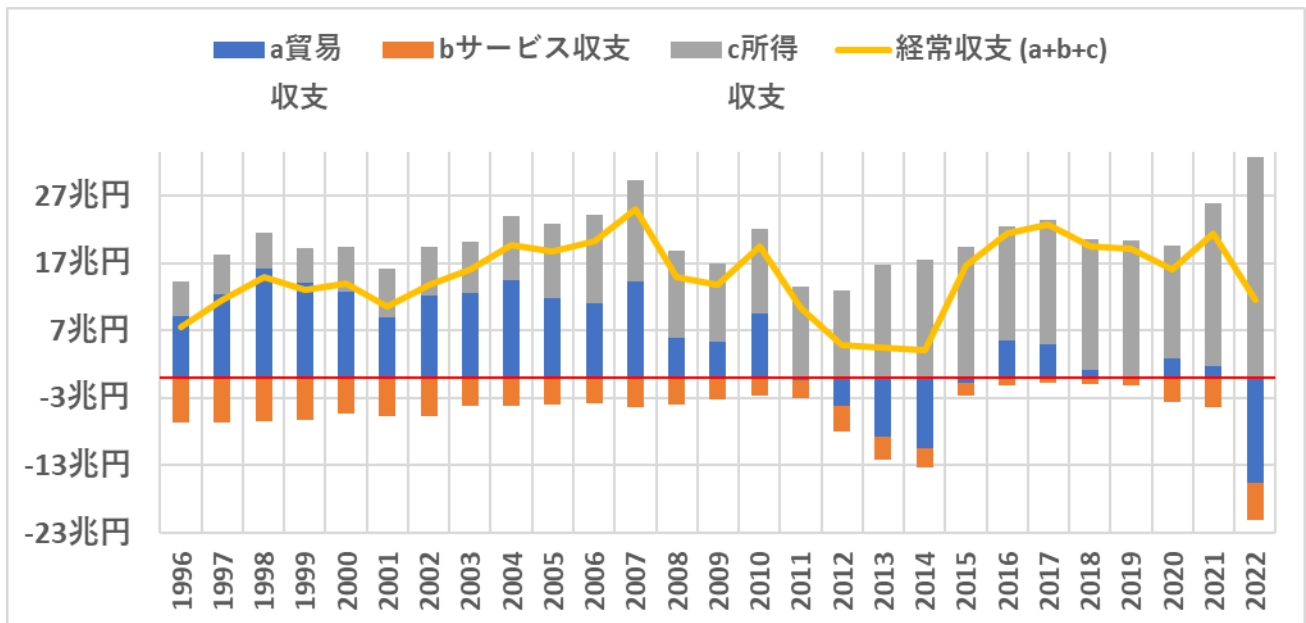
- ・ 製造業の海外生産が進み、円安による輸入物価上昇のデメリットが拡大
- ・ 対ドル 10%円安⇒輸出増+効果と輸入物価増▼効果⇒2015年全産業付加価値▼0.7%

出所：日本経済新聞 2019.11.6「日本経済研究センターの産業連関表からの分析結果」

イ) 海外投資資産からの利子・配当所得収入が貿易・サービス収支赤字を補う構造

図1-5 国際「経常」収支の推移（2009年から2022年）

単位：兆円



出所：財務省ホームページ

経常収支	貿易収支、サービス収支、所得収支の合計 金融取引以外の、すべての国際収支状況を示す。
貿易収支	輸出額と輸入額の収支。
サービス収支	旅行収支、輸送収支、通信・コンピュータ・情報サービス収支など
所得収支	(第1次所得収支) 対外資産（海外子会社・証券投資）及び負債の利子・配当等収支 (第2次所得収支) 無償資金協力、寄附等収支。近年2兆円程度の赤字

(5)なにをなすべきか

①意識改革

ア) 金利のない世界から金利のある世界への過渡期

イ) イールドカーブコントロールの見直しはいつあってもおかしくない。

日銀政策決定会合開催日

4月27-28、6月15-16、7月27-28、9月21-22、10月30-31、12月18-19

ウ) 金融政策見直しの困難

1.) 政策金利（当座預金金利）引上げに対する当座預金 549 兆円の壁

日銀が銀行に支払う利子が増え、国債短期・中期金利が上がる

2.) 長期（10年国債）金利の 0.5%金利目標解除は国債残高 1,151 兆円の壁

国債 60 年償還ルールによる利子負担が増大—10 年毎の借り換え等

a) 2023 年度一般会計予算国債収入 36 兆円⇔借換債発行 153 兆円

b) 2023 年度一般会計予算 114 兆円中利払費 8.5 兆円⇒数年後：巨額な利子へ

エ)しかしこれ以上、大規模な金融緩和を続けられない

・イールドカーブコントロールの限界を見込み、10年国債が投機対象になった

・巨額の投機売りに対抗するため⇒日本銀行は国債の無制限な購入を繰り返す

オ)ウ)とエ)の矛盾の中で、イールドカーブコントロールを見直さざるを得ない

②日銀政策変更金利動向を注視し、迅速な行動

ア)短期資金調達

豊富な内部資金（基金、歳計現金）を無利子調達⇒金利上昇の影響少ない

イ)長期資金調達

1.)低利調達が見込まれる時機を考え、機動的に資金調達

2.)支払利子軽減と債務早期償還のために、最善の資金調達方法及び組み合わせに関する研究と実践

ウ)債券運用

- 1.)金利水準を見極め、時機、購入金額及び償還年限が異なる債券を分けて購入
- 2.) 債券の含み損益を把握し、時機を考え、機動的に売却

2 資金調達及び資金運用（債券運用）の統一

(1)資金調達と資金運用「債券取引」の共通性と違い

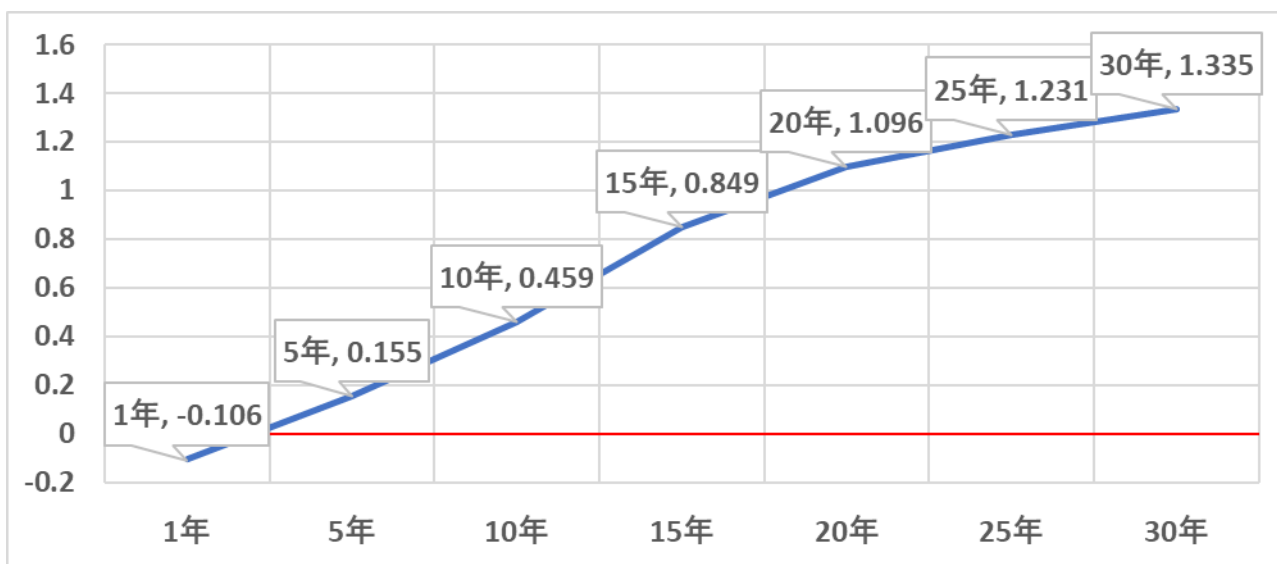
①共通性

- ア)金利の決定要因 国債金利をベースに借入主体のリスクを付して決定
- イ)償還期間と金利の関係 償還期間：長ければ⇒金利が高い、短ければ⇒金利が低い
- ウ) 金利算定における償還期間＝平均償還年限(実質的な償還期間)
- 1.)満期一括償還債の平均償還年限＝償還期間
満期一括償還 10 年債の平均償還年限＝10 年
 - 2.)定時償還債の平均償還年限<償還期間・・・元金を早期に償還していくため

②違い

- ア)資金調達「償還期間短期化」⇒支払い利子軽減＋債務早期償還
- イ)資金運用「償還期間長期化」⇒金利上昇×運用期間長期化⇒運用収入向上

図 2 - 1 2023.4.11 国債利回り曲線 (%)



平均償還年限とはなにか

(1) 定時償還債の実質的な償還期間

平均償還年限 = $\{(\text{償還期ごとの償還額} \times \text{借入期間}) \text{の和}\} \div \text{借入額}$

(2) 平均償還年限の長さ = 元本償還「据置期間」の長さとの正の相関関係

表 2-1 借入額 1 千万円、償還期間 5 年、半年賦定時均等償還の平均償還年限比較

	定時償還元本均等償還方式				C 満期一括償還方式	
	A 据置期間なし		B 据置期間 3 年		(b)"償還元金	(a) × (b)"
(a)借入期間	(b)償還元金	(a) × (b)	(b)'償還元金	(a) × (b)'		
0.5年	1百万円	0.5百万円	0	0	0	0
1.0年	1百万円	1.0百万円	0	0	0	0
1.5年	1百万円	1.5百万円	0	0	0	0
2.0年	1百万円	2.0百万円	0	0	0	0
2.5年	1百万円	2.5百万円	0	0	0	0
3.0年	1百万円	3.0百万円	2百万円	6.0百万円	0	0
3.5年	1百万円	3.5百万円	2百万円	7.0百万円	0	0
4.0年	1百万円	4.0百万円	2百万円	8.0百万円	0	0
4.5年	1百万円	4.5百万円	2百万円	9.0百万円	0	0
5.0年	1百万円	5.0百万円	2百万円	10百万円	10百万円	50百万円
(a) × (b) = 合計(c)		27.5百万円		40百万円		50百万円
平均償還年限 = (c) ÷ 借入額		2.75年		4年		5年

(2) 金利変動リスクを踏まえた資金調達・資金運用戦略

① 資金調達における支払い利子軽減及び債務早期償還の戦略

ア) 平均償還年限短期化の取り組みがポイント

- 1.) 据置期間撤廃
- 2.) 元金均等償還
- 3.) 金利見直し時機早期化 (= 金利固定期間短期化)

表 2-2 定時償還債（据置期間なし）の平均償還年限

償還期間	5年	10年	15年	20年	30年
平均償還年限	2.75年	5.25年	7.5年	10.25年	15.25年

表 2-3 据置期間と平均償還年限の正の相関関係

償還期間	平均償還年限			
	据置期間なし	据置期間 3 年	据置期間 5 年	満期一括償還
10年	5.25年	6.75年	7.75年	10年
20年	10.25年	11.75年	12.75年	20年
30年	15.25年	16.75年	17.75年	30年

イ)平均償還年限短期化⇒利子軽減・債務早期償還と金利変動リスクの矛盾⇒リスク対応

1.)平均償還年限短期化（金利固定期間短期化）のプラス面

⇒利子軽減+債務早期償還⇒金利変動リスクにさらされる債務を減らす

2.)平均償還年限短期化（金利固定期間短期化）のマイナス面

⇒金利見直し回数が増える場合⇒金利変動リスクにさらされる機会が増える

3.)借入方式の質（種類）と量（金額）による金利変動リスク（不確実性）対応

金利見直し時機5年・7年・10年等借入方式の組合せを借入配分金額で管理

ウ)究極の償還期間短期化＝繰上げ償還

1.)金利変動リスクにさらされる起債消滅

2.)歳出：公債費消滅+債務：消滅+歳入：元利償還金地方交付税措置継続

国東市資金リスクマネジメント条例施行規則

[第5節 長期資金調達及び長期資金運用の原則]

(基本的な考え方)第29条 資金調達と資金運用は、金融活動の表裏として統一的に捉えるべきであり、ともに平均償還年限に応じた国債利回りを基準にリスクプレミアムを付して金利が決定されること、及び金融市場の動向を踏まえて、安全性を優先して、最も効率的な金融取引を行うものとする。

2 市等は、資金調達及び資金運用において、平均償還年限を償還期間の目安とする。

3 市等は、資金調達における平均償還年限の短期化を利子負担軽減及び債務早期償還の基本的な考え方として戦略を立て、資金運用における平均償還年限の長期化を運用利回り向上のための基本的な考え方として戦略を立てるものとする。

②資金運用（債券運用）の運用収入向上戦略

ア)利子収入と資産収入の両面から収入を追求

1.)利子収入：債券額面×利率

2.)資産収入：債券売却収入

イ)運用債券長期化⇒運用収入向上と金利変動リスク上昇の矛盾⇒リスク対応

1.)金利変動リスクのプラス面：市場金利低下⇒債券価格上昇

1 ⇒債券時価>債券帳簿価格＝債券含み益リスク⇒売却＝売却益⇒資産収入増

2.)金利変動リスクのマイナス面：市場金利上昇⇒債券価格下落

⇒債券時価<債券帳簿価格＝債券含み損リスク⇒売却＝売却損⇒流動性リスク

図2-2 債券価格算定式

$$\text{債券単価} = \frac{100\text{円} + \text{債券表面利率}(\%) \times \text{残存年数}}{100\text{円} + \text{債券市場利回り}(\%) \times \text{残存年数}} \times 100$$

※額面は1億円単位、ここでは100円とした

※債券表面利率：年利子を算定するために、債券額面に乗ずる率

3.)運用資金の種類（質）と量（金額）によるリスク管理

預金（流動性があり＋収益性がない）と債券（収益性があり＋金利変動リスクがある）の組合せを運用配分金額で管理⇒リスク抑制

国東市資金リスクマネジメント条例施行規則

[第3節 リスク管理の原則]（リスクの対応）第24条 市等は、条例第1条に規定する安全性を優先した最善の業績を追求するために、次の各号に掲げる引き受けるべきリスクの種類及び量を適切に管理することを通じて、支払利子削減及び債務早期償還並びに運用収益向上を図る。 以下 略

ウ) 債券売買手続き

1.) 証券会社と相対方式で取引を行う債券

a) 国債売買：証券会社の価格差がない

b) 地方債等国債以外債券購入：引合いできる流通量がない

※ただし、価格差が認められるときは、有利な証券会社と取引を行う

2.) 証券会社による引き合い方式で取引を行う債券

a) 地方債等国債以外債券の売却

証券会社による価格差が大きいため、多くの証券会社による引合いを行い、

最も提示価格が高い証券会社に売却

3 長期資金調達

(1)長期資金調達の目的と戦略

①（目的）支払利子軽減と債務早期償還⇒将来世代の負担軽減：財政継続性維持

ア)多くの地方公共団体は非財務的観点と財務的観点の双方回答⇔両者はトレードオフ

表3-1 全国地方公共団体資金調達・運用調査結果報告書が示す起債目的の混乱

	回 答 団 体	Q25. 借入において、最も重視している観点を3つ以内お選びください								
		非財務的観点			財務的観点					
		①世代間の公平	②公債費負担の平準化	⑥前例又は近隣自治体動向	③支払利息削減	④債務早期償還	⑤安定的な資金調達	⑦元利償還金地方交付税措置有無	⑧財政的配慮	⑨その他
都道府県	37	15	31	6	30		27	1	1	1
政令市	15	12	4		14	1	11			
中核市・旧特例市	66	52	42	3	49	4	32	7	1	1
特別区	13	12	12		8	1	3			
市	124	81	80	10	92	26	50	5		
町村	69	47	47	2	35	10	32	4	1	
合計	324	219	216	21	228	42	155	17	3	2
累計	903	456			447					

①世代間公平：償還期間はなるべく施設耐用年数と一致『地方債平26年改訂版(地方財務協会)』

②公債費平準化：公債費が毎年度均等⑨その他：県＝金利変動リスク軽減、中核市＝借入金利動向

出所：関西学院大学経営戦略研究科・国東市後援「地方公共団体における資金調達と資金運用の現状～「資金調達と資金運用の調査」結果報告～（以下「全国地方公共団体調査結果報告書」という。）」2018年、対象：都道府県、政令市、中核市・旧特例市、特別区、九州・近畿地域市町村（除く熊本県）

イ)多くの地方公共団体は債務早期償還による利子負担軽減の認識が欠如している

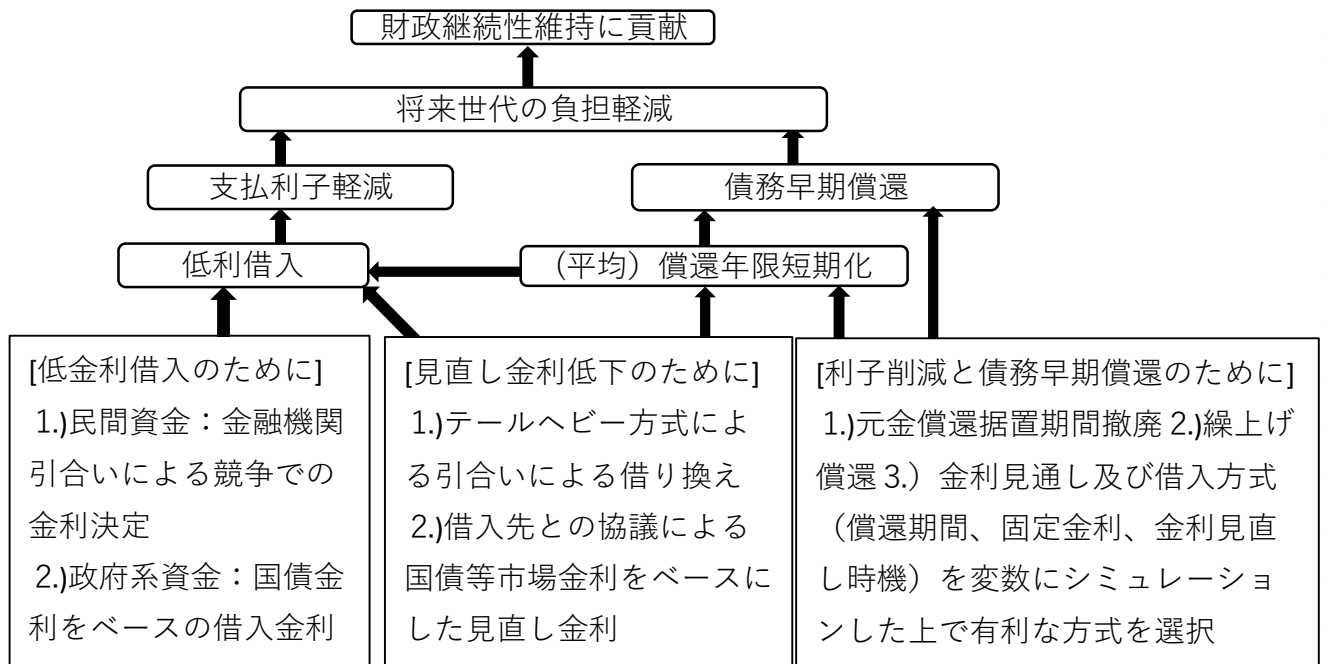
表3-2 全国地方公共団体資金調達・運用調査結果報告書が示す据置期間を長く取る実態

	回 答 団 体 数	Q26. 据置期間の設定の考え方を選択してください[複数回答可]						
		非財務的観点				財務的観点		
		①据置期間は借入先の上限期間	④据置期間1年	⑤財政収支見込、公債費平準化、償還期間、起債額、事業内容等を考え据置期間調整	⑥財政融資資金・地方公共団体金融機関の上限据置期間	⑦その他	②起債施設を供用するまでの期間	③据置期間なし
都道府県	37	16			4	1	13	6
政令市	15	4			4	2	5	2
中核市・旧特例市	66	38	10		12	1	11	3
特別区	13	7	2					1
市	124	62	15		15	5	14	17
町村	69	56	7		1	2	2	4
合計	324	183	34		36	9	45	33
累計	346	268				78		

※その他：都道府県＝新発債5年、政令市＝25年償還は5年据置、中核市・旧特例市＝据置3年、市＝前例。借入額による「据置期間なし」検討、又は据置2年、町村＝2年。

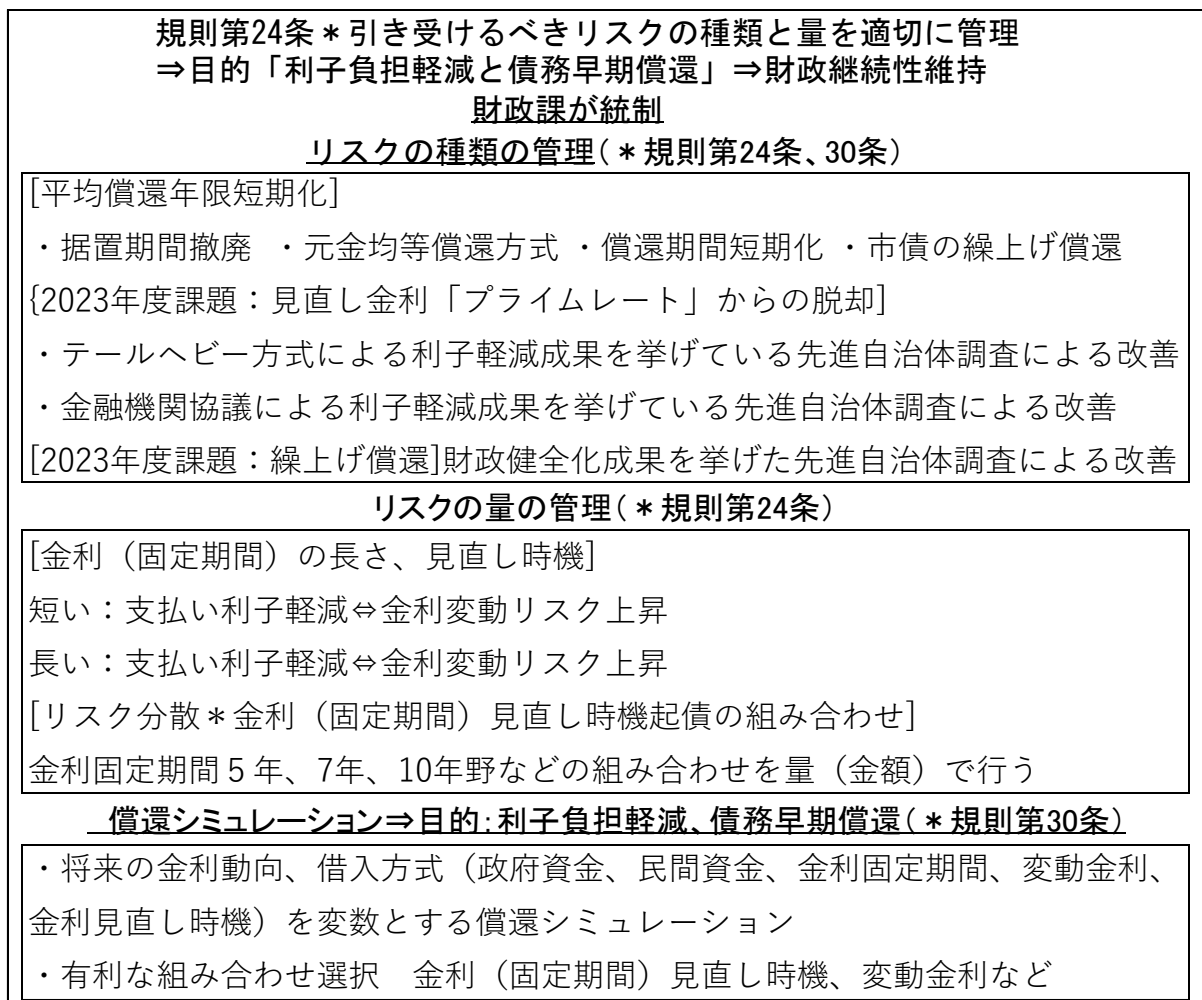
ウ) 目的を明確に定めることが、地方公共団体の支払利子軽減と債務早期償還の前提

図3-1 長期資金調達の目的体系



エ) 償還シミュレーションを土台に金利変動リスクに対応するリスクマネジメント

図3-2 長期資金調達の目的を実現するためのリスクマネジメント



(2)本年度の戦略

①利子負担軽減と債務早期償還のための先進自治体調査・視察

ア) (国東市の民間資金) 多くの金融機関引合いによる金利決定

※ (政府系資金) 国債金利をベースにした貸付金利のため、低金利

イ) 見直し金利決定方法改善のための先進自治体調査・視察

1.) 国東市は見直し金利が借入金融機関との相対交渉

金融機関のプライムレートがベースのため、見直し金利が高くなる

※政府系資金は国債金利がベースの見直し金利のため問題ない

2.) テールヘビー方式とは金融機関の引合いによる借り換え

地方公共団体金融機構及び各務原市等先進自治体調査・視察により検討

3.) 民間金融機関との協議による国債等市場金利をベースにした見直し金利

先進自治体出水市に学び、2.) と併せ人的コスト削減を含めた効率的な方法を検討

岐阜県各務原市の支払い利子軽減と債務早期償還の取り組み 2014年

(1) 短期固定債 (5年・7年) の導入

(2) 人的コスト削減・透明性確保⇒テールヘビー方式導入

金利見直し年の償還額を大きく⇒引合いによる低利金融機関で借り換え

(3) 据置期間見直し

(4) 借入時機の機動性 金利状況により、5月末⇒3月末又は4月末

(1)~(4) 支払利子削減効果額約 1億7千万円

(5) 既発債 利率見直し 支払い利子削減効果額約 1億円

支払い利子削減効果額合計約 2億7千万円

ウ) 繰上げ償還方法改善のために、先進自治体 A 市の調査・視察

1.) (民間資金) 繰上げ償還ができる

ア) 政府系資金は繰上げ償還ができない

イ) 災害復旧債及び辺地債を除き、ほとんどの起債は銀行等から調達できる

公営企業債、過疎対策事業債、臨時財政対策債、旧合併特例事業債、

公共事業債などは民間金融機関から借入できる

2.)先進自治体 A 市に学び、効果的な繰上げ償還の方法を検討

A 市の繰上げ償還による財政健全化

人口(2022.4.1)22,323 人、2021 年度財政力指数 0.29、

[繰上げ償還戦略]

(1)繰上げ償還

13 年間 (2007-2019) 152 億 84 百万円、2020 年 9 億 86 百万円、2021 年 9 億 59 百万円

(2)繰上げ償還をするために⇒地元金融機関から借入

⇨政府系資金は金利が低い繰上げ償還できない⇒要望しない

(3)地方自治体の誤解：地方交付税措置がある起債の繰上げ償還

⇒ (みんなの誤解) 元利償還金地方交付税措置 (実額償還方式) は消滅

⇨ (真実) 繰上げ償還債の地方交付税措置継続⇒起債消滅+元利償還金地方交付税継続

『令和 3 年度 (市町村分) 調査表記載要領 普通交付税/地方特例交付金』

別表「繰上げ償還に係る取扱いについて (抜粋) 自己都合により繰上げ償還する場合の取扱い：当初借入時の償還表に従い算入する」

(4)A 市財務指標の飛躍的改善

①実質公債費比率：2007 年 16.1% ⇒2016 年以降 0%~2020 年 **-2.8%** : 2021 年 **-1.8%**

②将来負担比率:2007 年 107.7%⇒2012 年以降マイナスの数値

③経常収支比率：2007 年 98.3%⇒2010 年以降 81.3%-78.0%-83.6% : 2021 年 83.9%

※国東市 2021 年：実質公債費比率 4.6%、将来負担比率マイナス、経常収支比率 88.9%

エ) 長期資金調達改善による財政的な効果は大きい

大分県庁 2021 年度資金管理実績

(1)資金調達

市場公募債を 2017 年から満期一括償還債から定時償還債に切り替え

支払利子削減効果額 約 5 億 5 千万円

(2)銀行引受債の複数の金融機関による引合い (見積もり合わせ) 実施

2021 年度引き合い額 344 億円 **支払利子削減効果額 8 億 1670 万円**

(3)資金運用利回り：歳計現金 358 億円 0.003%、基金 1,120 億円 0.276%

<https://www.pref.oita.jp/uploaded/attachment/2163124.pdf>

②償還シミュレーションを行った上で有利な借入方式を選択

ア)償還期間、金利見直し時機（＝金利固定期間）、変動金利、金利見直し時機に

予測される金利、繰上げ償還、政府系資金、民間資金などを変数として、利子負

担額をシミュレーションし、有利な方法又は借入方式の組み合わせを検討

イ)金利動向は不確実⇒見直し時機5年、7年、10年の組み合わせなどを検討

③その他

ア)据置期間は撤廃

イ)元金均等償還方式

ウ)財政収支見込が許す範囲で償還期間の短期化

エ)市債の繰上げ償還

オ)金利見直し方法の先進自治体調査を踏まえた改善

国東市資金リスクマネジメント条例施行規則（長期資金調達方法）

第30条 2 市等は、支払利子削減と債務早期償還を実現するために、次の方法を取るものとする。

(1)据置期間は撤廃 (2)元金均等償還方式

(3)財政収支見込が許す範囲で償還期間の短期化

(4)市債の繰上げ償還

市債の繰り上げ償還を行っても、元利償還金に対する地方交付税措置は継続することに留意する。

(5)償還期間、金利固定期間、金利見直し時機、変動金利方式並びに公的資金又は民間資金の選択は、将来の金利見通しを変数としたさまざまな方式での償還シミュレーションを作成した上で、支払利子負担額及び債務早期償還の度合いを比較し、有利な借入方式と組み合わせを選択する。この場合において、金利固定期間が長ければ、金利変動リスク回避のため調達金利が高くなり、金利見直し時機が短く又は変動金利方式であれば、金利変動リスクを引き受けのため、調達金利が低くなることに留意する。

(6)銀行等引受資金における金利見直し方法

テールヘビー方式における金融機関の引合いによる金利見直し、又は金融機関との協議による市場金利を基準とする金利見直し

(7)銀行等引受資金の金利条件 引き合い方式又は相対方式のいずれの場合も、金融市場金利をベースにした金利での借入

(8)銀行等引受資金の繰上げ償還条件 繰上げ償還時補償金支払規定の撤廃

4 安全な資金運用の原則

(1)全庁的な連携による預金ペイオフ対策

①取引金融機関の経営健全性の検証

- ア)銀行：国内業務のみ自己資本比率 4%以上、国際業務 8%以上、
- イ)不良債権比率 10%以内
- ウ)証券会社 自己資本規制比率 140%以上
- エ)金融庁登録信用格付業者投資適格（トリプル B 格）相当以上
- オ)株価の推移の監視

②利子付き預金と借入金との相殺できる預入制限*相殺枠と信用枠

- ア)預金保険機構の利子付き預金保護上限：1千万円とその利子

一般会計、特別会計、公営企業全体で預金額算定

- イ)預金相殺枠（=借入金+1千万円）

各金融機関借入残高と利子付預金残高⇒財政課長と会計管理者が集計・突合

- ウ)利子付き預金の預入制限*信用枠 金融機関不安があるため信用枠は設定しない

ただし、預金満期が来るまでは、2022 年度信用枠を継続して適用

③金融機関破綻時の迅速な対応

- ア) 会計管理者、財政課長、上下水道課長、市民病院事務長及び市民病院総務経営課

長が協議して、「利子付預金及び市債の相殺リスト」作成

- イ) 破綻金融機関に対する利子付預金及び市債の相殺の申込

(2)運用商品の制限

- ①為替リスクのない商品で運用

- ②預金

- ③新たに購入する債券

満期 10 年又は 20 年の公共債券：国債、地方債、地方公共団体金融機構債等

- ④過去に購入した満期 30 年以内の公共債券

5 会計資金「歳計現金等」における支払資金確保と資金運用の統一

(1) 2つの目的を達成するためのリスクマネジメントの考え方

① 2つの目的を追求

ア) 会計資金の残高 38 億円 (2022 年度「歳計現金等」等の日々平均残高)

イ) 会計資金 (歳計現金等※) の目的の 2 面性

1.) 支払いに即応する支払い現金 (流動性) 確保

流動性リスクの対応：最も確実な保管＝支払に即応する決済性預金

2.) 有利な (運用利回りが高い) 保管

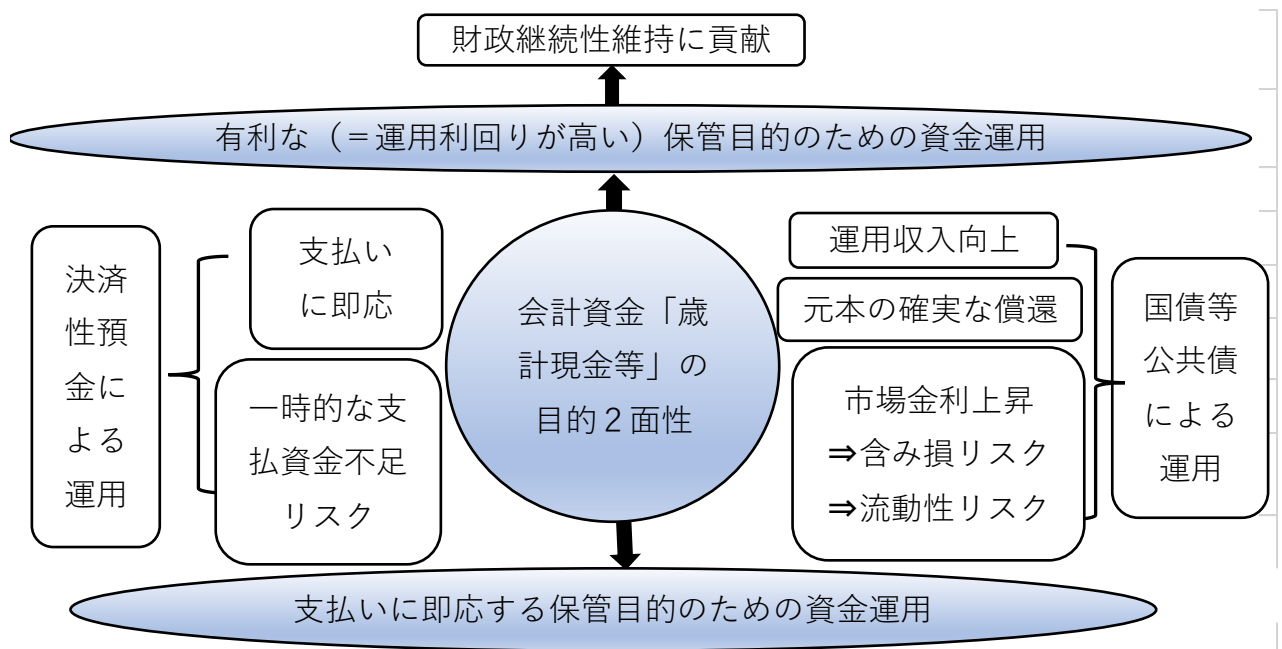
・ 安全な国債等公共債券による運用

・ 市場金利上昇による含み損リスク⇒途中換金困難リスク⇒流動性リスク

※ 歳計現金等＝歳計現金＋歳入歳出外現金、歳計現金＝予算の歳入歳出に属する現金

歳入歳出外現金：会計管理者が管理する予算外現金、地方公営企業法：業務に係る現金

図 5 - 1 会計資金「歳計現金等」の運用目的に関する目的体系



(会計の現金保管方法)

地方自治法第 235 条の 4 普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金は、政令の定めるところにより、①最も確実かつ②有利な方法によりこれを保管しなければならない。

地方公営企業法施行令第 22 条の 6 管理者は、地方公営企業の業務に係る現金を出納取扱金融機関、収納取扱金融機関その他の確実な金融機関への預金その他の①最も確実かつ②有利な方法によって保管しなければならない。

② 2つの目的を阻む2つのリスクへの対応

ア) 流動性リスクに対する質（種類）と量（金額）による対応

1.) (種類と量による対応) 国債等債券の保有金額上限を設定

2022 年度歳計現金等平均残高 38 億円×1/2=2023 年度：19 億円

2.) (種類と量による対応) 決済性預金保有金額 債券以外資金は決済性預金で保管

(1)最も確実な保管

①会計の支払いに対応できる保管

- ・ 決済性預金による保管⇒支払いに即応できる
- ・ 決済性預金は全額預金保険機構による保証＝信用リスク 0⇔利子 0
- ・ 国債等公共債券による運用⇒信用リスク 0 ⇒満期に確実に償還

(2)有利な運用

①国債等公共債券による運用

- ・ 運用収入向上
- ・ 市場利回り上昇による債券含み損リスク
⇒含み損があるときは売却による換金困難⇒流動性リスクの存在

図 5 - 2 [再掲]図 2 - 2 債券価格算定式

$$\text{債券単価} = \frac{100\text{円} + \text{債券表面利率}(\%) \times \text{残存年数}}{100\text{円} + \text{債券市場利回り}(\%) \times \text{残存年数}} \times 100$$

※額面は 1 億円単位、ここでは 100円とした

※債券表面利率：年利子を算定するために、債券額面に乗ずる率

イ) 一時的な支払資金不足リスクを短期資金調達で対応

1.) 会計の支払い資金不足は一時的なものである

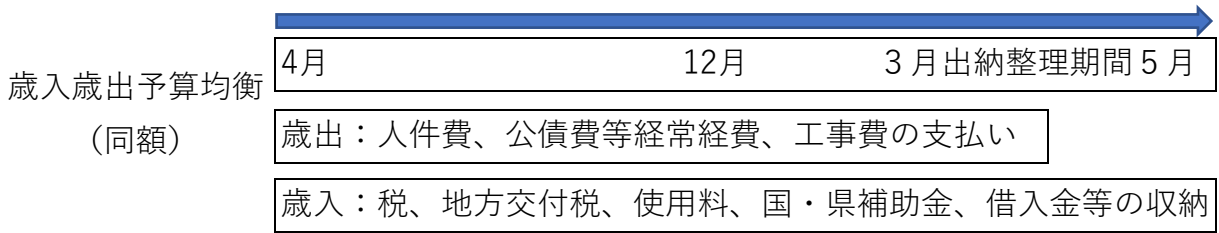
- a) 歳入歳出予算は均衡している ⇒ 1 年度を通算すれば、支払資金不足はない
- b) 国・県補助金収入、長期借入金収入は出納整理期間に遅れて収納

支払いが終わった後に収納される収入がある ⇒ 一時的な支払い資金不足

2.) 短期資金調達と長期資金運用の総合管理

短く借りて「低い調達コスト」 ⇒ 長く運用「高い運用利回り」

図5-3 収支の時間のずれが生じさせる構造



③短期資金調達を土台に2つの目的をリスクの種類と量の管理で達成する

ア)会計資金を預金のみで保管している状況を打開する

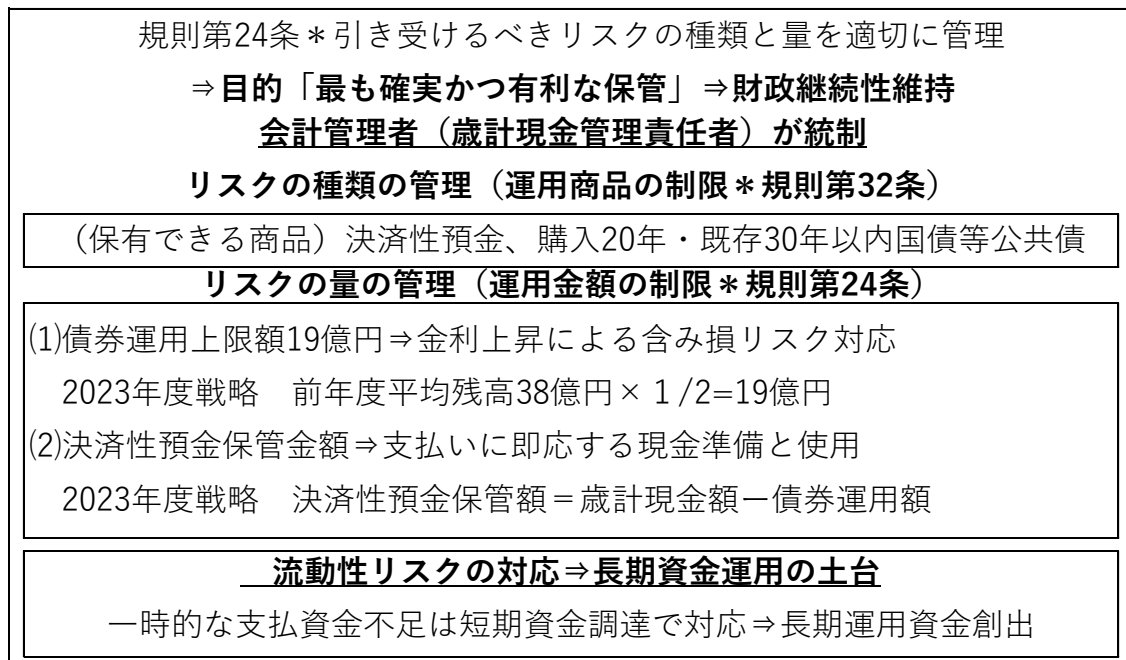
イ)歳計現金等保管状況、地方公共団体324団体中316団体が預金のみ保管

出所：関西学院大学経営戦略研究科「地方公共団体における資金調達と資金運用の現状～「資金調達と資金運用の調査」結果報告～」2018年

ウ)自治省事務次官通知(昭和33.6.14)「歳計現金の最も確実かつ有利な保管は預金に

よる方法」に、今もなお多くの地方公共団体が従っている

図5-4 会計資金の2つの保管(運用)目的を達成するためのリスクマネジメント



(2)会計資金「歳計現金等」の支払資金の確保

①内部資金「基金」を用いる短期資金調達

ア)基金繰入金予算早期執行⇒10数億円の資金を基金から歳計現金に移動

年度末に基金繰入予算減額補正⇒予算減額補正に合わせて歳計現金から基金に戻出

- (1)財政調整基金当初予算繰入金の役割＝当初予算の不均衡を均衡させる
- (2)当初歳入予算の見積り小＋当初歳出予算の見積り大⇒歳入歳出予算の不均衡
- ①歳入予算は少なく見積る理由：地方交付税確定は7月以降、繰越金は未確定等
- ②歳出予算は多く見積る理由：歳出予算が予算不足では執行できない

表5－1 国東市の財政調整基金繰入金による当初予算歳入歳出予算均衡 単位:千円

		2020年度			2021年度		
		当初予算	補正予算	計	当初予算	補正累計	計
財政調整基金	b)繰入金	1,698,027	▲ 1,346,846	351,181	1,578,614	▲ 1,578,614	0
	a)積立金	13,796	229,423	243,219	13,266	808,820	822,086
差引(a-b)		▲ 1,684,231	1,576,269	▲ 107,962	▲ 1,565,348	2,387,434	822,086

イ)基金繰替え運用

1.)基金から会計資金「歳計現金等」に短期資金移動

2.)内部資金であることと手間（人的コスト）を考慮し、一時借入利子は付さない

②内部資金「歳計現金等」を用いる市公営企業の短期資金調達

ア)一般会計公営企業繰出予算の早期執行

公営企業の要望による早期執行

イ)公営企業への短期資金融資

公営企業申請により、会計管理者が会計資金「歳計現金等」を用いて無利子融資

③外部資金「証券会社」からの一時借入

ア)市所有国債を用いる債券売り現先取引

証券会社が破綻したときに、借入現金が残るが国債が還らない信用リスクに留意

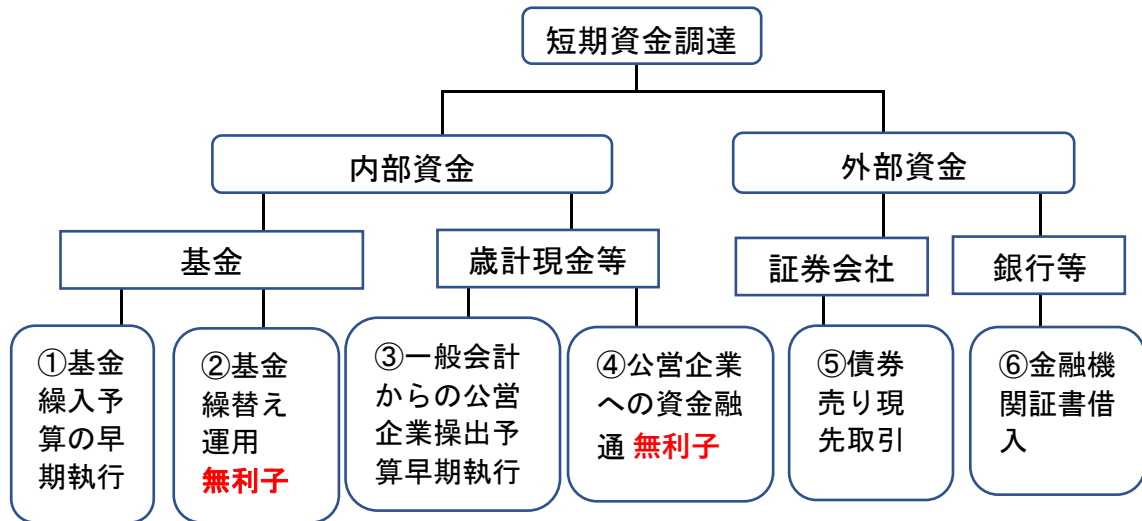
イ)予算に定めた一時借入最高限度額を上限とする借入

④外部資金「銀行等」からの一時借入

ア)短期プライムレート等の高利であることを考慮し、借入をしない

イ) 予算に定めた一時借入最高限度額を上限とする借入

図5-5 短期資金調達の体系



6 基金、公営企業及び外郭団体資金の運用における統一

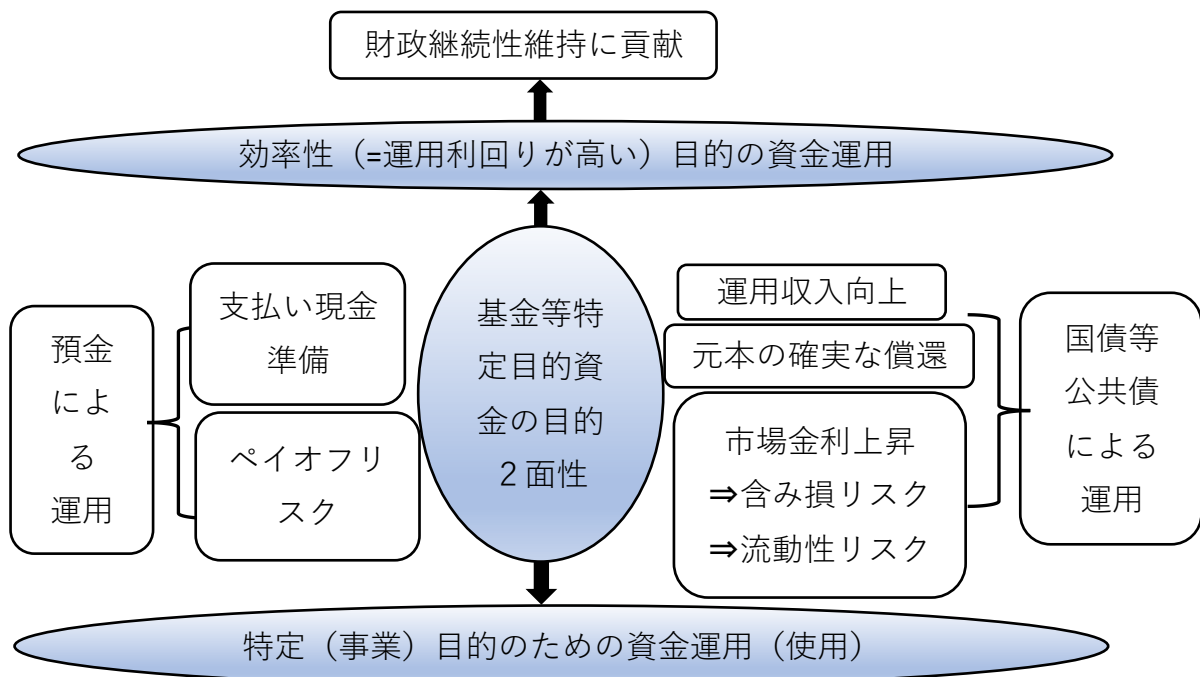
(1) 2つの目的を達成するためのリスクマネジメントの考え方

① 基金等特定目的資金の2つの目的を追求

ア) 国東市の基金残高は172億円(2022年度月末残高の平均)

基金残高は公営企業及び農業公社運用資金を統合した金額

図6-1 基金等特定目的資金の運用目的に関する体系



イ)基金等特定目的資金の運用の2面性

1.)特定(事業)目的のために資金を使用する資金運用

2.)効率的な(運用利回りが高い)資金運用

・安全な国債等公共債券による運用

・市場金利上昇による含み損リスク⇒途中換金困難リスク⇒流動性リスク

(基金の運用方法)地方自治法第241条

1 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、①特定の目的のために財産を維持し、資積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

2 基金は、これを前項の条例で定める①特定の目的に応じ、及び②確実かつ効率的に運用しなければならない。

(1)確実な運用

①特定(事業)目的による資金使用に対応できる運用

ア)預金による保管⇒支払資金準備、一括運用による預金共有

イ)預金のペイオフリスク対応

ウ)国債等公共債券による運用⇒信用リスク0⇒満期に確実に償還

(2)効率的な運用

①国債等公共債券による有利な収入が得られる運用

ア)市場利回り上昇による債券含み損リスク

⇒含み損があるときは売却による換金困難⇒流動性リスクの存在

図6-2 [再掲]図2-2 債券価格算定式

$$\text{債券単価} = \frac{100\text{円} + \text{債券表面利率}(\%) \times \text{残存年数}}{100\text{円} + \text{債券市場利回り}(\%) \times \text{残存年数}} \times 100$$

※額面は1億円単位、ここでは100円とした

※債券表面利率：年利子を算定するために、債券額面に乗ずる率

②基金等特定目的資金の目的達成を阻む資金分断リスクへの対応

ア)国東市の特定目的資金は22に分かれている

1つの資金において、特定目的のための資金使用に備えて預金保管する場合

⇒資金の使用が多いリスク⇒債券の含み損による売却困難考慮⇒全額を預金で保管

表6-1 2023年2月末 国東市の22に分かれた資金

単位：百万円

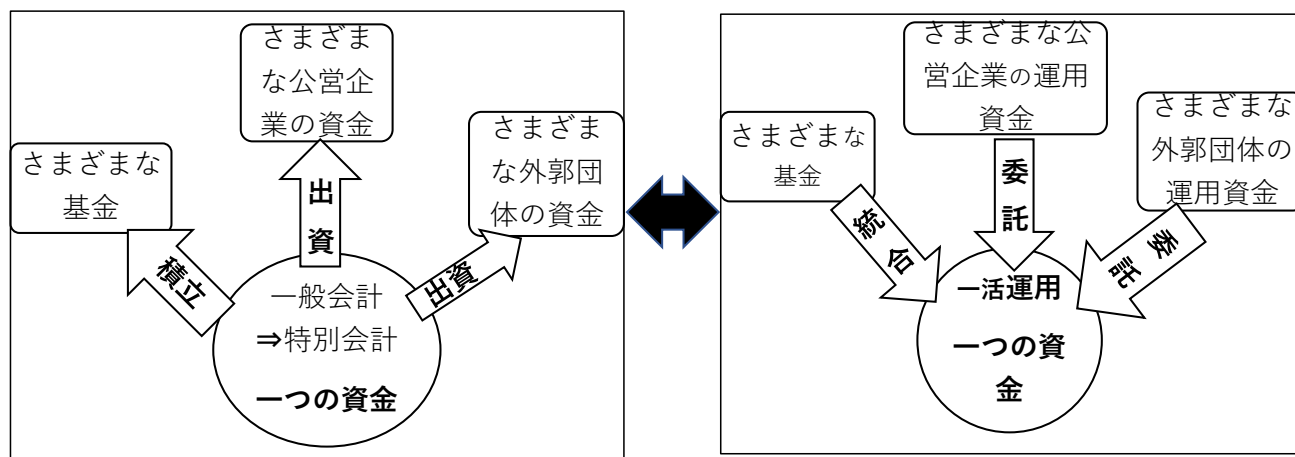
基金	残高	基金	残高	
財政調整基金	3,739	財前奨学基金	17	
地域振興基金	2,721	ふるさと応援基金	3,842	
過疎地域基金	77	地域福祉基金	783	
減債基金	1,556	ふるさと農村活性化基金	26	
公共施設整備基金	1,672	国東自動車学校基金	1	
サイクリングターミナル基金	11	国民健康保険基金	409	
サンコーポラス富来整備基金	28	介護保険介護給付費準備基金	335	
森林環境譲与税基金	16	下水道整備基金	37	
新型コロナウイルス対策基金	5	公営企業及び外郭団体資金運用基金	1,960	
計			17,235	
公営企業	工業用水道事業	120	市民病院事業	1,500
等資金運	水道事業	90	農業公社	50
用委託金	下水道事業	200	計	1,960

※国東市土地開発公社資金は一括運用対象であるが、解散すべき法人であるため除外

イ) 資金一括運用が資金分断による流動性リスクを抑制する

- 1.) 特定目的資金（基金、公営企業・外郭団体資金）は一般会計から分かれた資金
- 2.) 資金一括運用⇒投資・保管目的の運用において分かれた資金を1つに統合
- 3.) 一括運用資金の預金⇒共有預金⇒支払資金に充当＝流動性リスクを抑制

図6-3 一括運用の構造：資金運用のために、一つから分かれた資金を一つに統合



ウ) 一元的に効率性目的運用の責任・権限を分掌する組織を創出

- 1.) 特定（事業）目的の資金運用は担当課が分掌
- 2.) 効率性（運用利回りが高い）目的の資金運用は会計課が分掌

国東市会計管理者の補助組織の設置及び市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則

(事務の補助執行)第5条 市長は、第3条に規定する職員に市長の権限に属する次の事務を補助執行させる 4) 基金の運用に関すること 第3条 課に課長を置き、課長は、会計管理者が兼ねる。

国東市公営企業及び外郭団体資金運用基金条例 平成 27 年 3 月 27 日

(設置)第 1 条 国東市公営企業及び外郭団体(以下「公営企業等」とする。)から運用受託した資金を、会計管理者保管の基金と一括運用することにより、資金の安全性と効率性の実現を図るために国東市公営企業等資金運用基金(以下「基金」という。)を設置する。

2 基金の内訳は、次のとおりとする。

(1)水道事業(2)下水道事業(3)工業用水道事業(4)市民病院事業(5)農業公社

(定義)第 2 条 外郭団体は、市設置の公社並びに市出資割合 2 分の 1 以上の公益社団法人及び公益財団法人とする。 以下 略

オ) 預金と国債等債券のリスクを質（種類）と量（金額）で管理する戦略

1.) (種類と量による対応) 預金の運用最低限度額 70 億円

2023 年度基金の取り崩しに対する現金の準備

2.) (種類と量による対応) 国債等公共債券の運用金額

預金以外の資金は国債等公共債券で保管

③流動性リスクの対応を土台に、2つの目的をリスクの種類と量の管理で達成する

図 6-4 特定目的資金の 2 つの運用目的を達成するためのリスクマネジメント

規則第 24 条 * 引き受けるべきリスクの種類と量を適切に管理

目的：基金の特定目的に応じ、確実かつ効率的な運用 ⇒ 財政継続性維持
会計課が統制

リスクの種類管理（運用商品の制限 * 規則第 32 条）

(保有できる商品) 預金、新購入 20 年・既存 30 年以内以内国債等公共債券

リスクの量管理（運用金額の制限 * 規則第 24 条）

預金保有最低限度額管理 ⇒ 特定(事業)目的のための支払い資金準備と使用

2023 年度戦略 預金保有最低限度額 = 70 億円

債券保有上限額管理 ⇒ 金利上昇による含み損発生リスク対応

2023 年度戦略 債券保有上限額 = 基金残高 - 預金保有最低限度額「70 億円」

流動性リスクの対応 ⇒ 長期資金運用の土台

基金・地方公営企業・外郭団体による一括運用 * 規則第 33-34 条

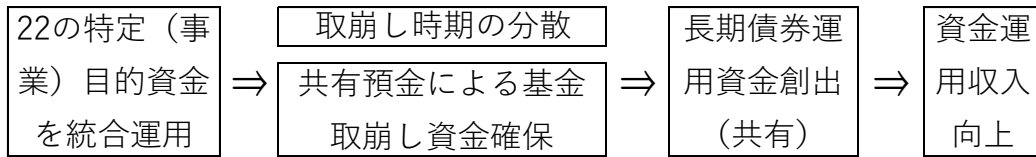
⇒ 流動性（預金）共有：支払い資金確保 ⇒ 長期運用資金創出

(2)基金一括運用のさまざまな効果

①基金の取り崩しリスク（流動性リスク）を抑制し、債券運用を可能にする

ア)共有預金による基金取崩し資金確保⇒長期債券運用資金創出⇒運用収入向上

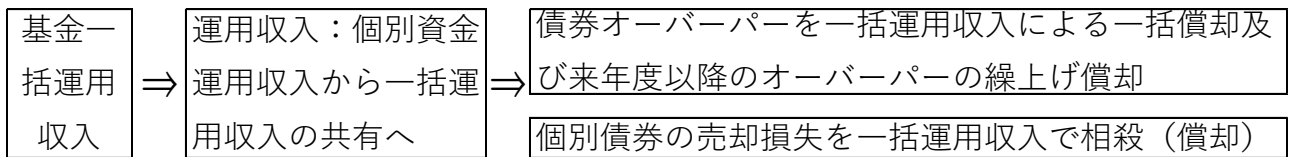
図6-5 一括運用の流動性リスク抑制による長期運用資金創出



イ)一括運用収入による債券売却損失償却及び債券オーバーパー繰上げ償却

- 1.)債券オーバーパーの一括償却
- 2.)運用収入が多い年度に、一括運用収入を用いて債券オーバーパーを繰上げ償却
- 3.)金利上昇リスクが見込まれ売却損失出しても現金化⇒一括運用収入で相殺

図6-6 一括運用収入を用いる債券償却財源の拡大



国東市資金リスクマネジメント条例施行規則

(オーバーパー債券の償却)第39条 市は、債券を額面金額より高い金額で取得した場合、その取得差額を次に示す償却原価法で償還期に至るまで期間に応じて償却する。以下 略

(オーバーパー債券の繰上げ償却)第40条 前条の規定に関わらず、市はオーバーパー債券の利回り向上による流動性リスク及び市場金利上昇による債券価格低下リスク抑制のため、歳計現金等運用収入又は基金一括運用収入を用いてオーバーパーの繰上げ償却をすることができるものとする。 以下 略

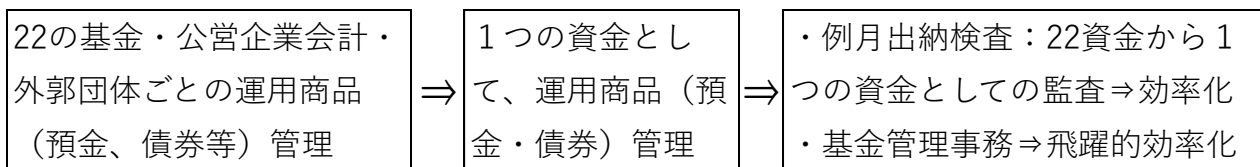
(売却損失の償却)第42条 市は、売却損失を1年間の運用収入を限度に、償却することができる。(2) 基金に属する債券の売却損失は一括運用する基金の運用収入調定から売却損失相当額を減ずることにより償却を行う。 以下 略

②一括運用の基金管理事務の飛躍的な人的コスト削減効果

ア)基金、公営企業及び外郭団体の資金管理事務の人的コスト削減

22の資金毎に行っていた資金管理事務を1つの資金として実施

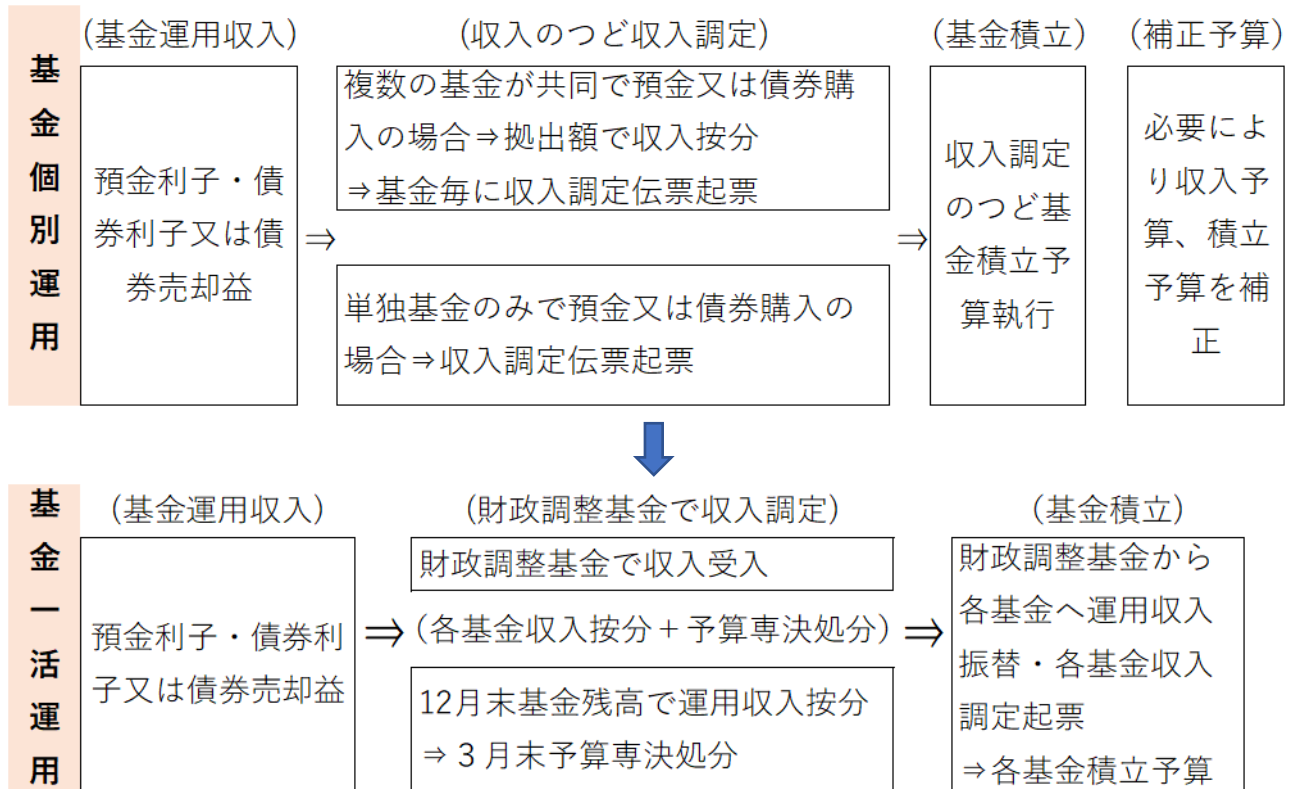
図6-7 個別資金管理から資金管理の統合による効率化



イ) 基金運用収入事務の人的コスト削減効果

22の資金毎に行っていた基金運用収入収納事務を1つの資金として実施

図6-8 一括運用による収納事務の効率化



国東市資金リスクマネジメント条例施行規則(基金一括運用収入の配分)第34条 基金一括運用の運用収入は財政調整基金が代表して受け入れ年度末まで積立予算を執行しない。

2 運用収入は、12月末時点の基金残高の割合で按分し、各基金運用収入及び基金利子積立金に係る予算を補正する。

3 運用収入は、財政調整基金から各基金に年度末までに振り替えを行い、その後、それぞれの基金で収入処理及び利子積立を行う。

人的コスト「業務に関わる時間×人件費時間単価」の発想⇒官庁会計「現金主義」にない活動基準原価計算を踏まえた働き方改革の理念：IT・パート・委託等に定形(単純)業務置き換え⇒総労働時間削減+職員が専門業務に専念⇒住民サービス向上

民間企業は原価(フルコスト)計算

事業費=直接経費+人件費(配布額)+減価償却費+光熱水費(配布額)

※人件費を事務・事業関与時間で按分し配布

活動基準原価計算 人件費の作業時間を工程ごとに把握し、工程ごとの人的コストを把握することにより、業務の改善につなげる。

官庁会計は現金主義

事業費=直接経費+工事費

※人件費、光熱水費は総務費等に計上⇒行政改革の視点が、人的コスト(手間)削減よりも人員減員になり易い

参考 1 地方債の充当率、元利償還金地方交付税措置及び調達資金

表 1 2022 年度地方債計画、充当率、元利償還金地方交付税措置

地方債事業区分		地方債計画 額 (億円)	充当率 (%)		地方交付税措置 (%)		
			本来分	財源対策債	本来分	財源対策債	
一般 社会 債	辺地対策事業	530	100	—	80	—	
	過疎対策事業	5,200	100	—	70	—	
	公共用地先行取得等事業	345	100	—	—	—	
	行政改革推進債	700	100	—	—	—	
	公共事業	15,905	50	40	50~80	50	
	防災・減災・国土強靱化対策事業 ※交付税措置残分：単位費用算入	0	100	—	50	—	
	公営住宅建設事業	1,090	100	—	—	—	
	災害 復旧 事業	補助・直轄災害復旧事業	1,127	80~100	—	95	—
		歳入欠陥等債		100	—	47.5~85.5	—
		小災害復旧事業債		50~100	—	66.5~100	—
		地方公営企業災害復旧事業、火災復旧		65~100	—	47.5~85.5	—
	教育 ・ 一般 福祉 補助 ・ 施設 廃棄 事業	学校教育施設建物整備 (国庫負担金)	1,454	75	15	70	50
		学校教育施設整備(学校環境改善交付金)		75	15	70	50
		学校教育施設等整備 (その他国費補助)		75	0~15	—	0~50
		学校教育施設等整備事業 (地方単独事業)		75	—	0~50	—
		社会福祉施設整備事業	367	80又は90	—	—	—
		一般廃棄物処理事業 (国庫補助事業)	807	75	15	50	50
		一般廃棄物処理事業 (単独事業)		75	—	30~50	—
		一般廃棄物処理事業 (単独*重点化)		75	15	50	50
		一般廃棄物処理事業 (清掃運搬施設等)		75	—	—	—
		一般廃棄物処理事業 (用地関係)		100	—	—	—
		一般補助施設整備事業 (国庫補助)		542	80~100	—	20~70
		一般補助施設整備事業 (内豪雪対策事業)	80		—	—	—
		一般補助施設整備事業 (内特別転貸債)	100		—	—	—
	一般補助施設整備事業 (一般財源化分)	537	100	—	70	—	
	一般 単 独 事 業	一般事業	2,411	75	—	30~50	—
一般事業 (うち河川等事業)		90		—	—	—	
一般事業 (うち臨時高等学校改築等事業)		90		—	—	—	
一般事業 (うち地域整総合整備資金貸)		100		—	50~75	—	
一般事業 (うち被災施設復旧関連事業債)		100		—	70	—	
地域活性化事業		690	90	—	30	—	
防災対策事業		871	75~100	—	28.5~57	—	
地方道路整備事業		3,221	90	—	—	—	
旧合併特例事業		5,500	90~95	—	40~70	—	
緊急防災・減災事業		5,000	100	—	70	—	
公共施設等適正管理推進事業		5,220	90	—	0~75	—	
緊急自然災害防止対策		4,000	100	—	70	—	
緊急浚渫推進事業		1,100	100	—	70	—	
調整		100	100	—	—	—	
臨時財政対策債 ※借入有無に関わらず交付税措置	17,805	100	—	100	—		
退職手当債	800	100	—	—	—		
国の予算等貸付金債※充当率は貸付機関の定め	(334)	—	—	—	—		
減収補填債		100	—	75	—		

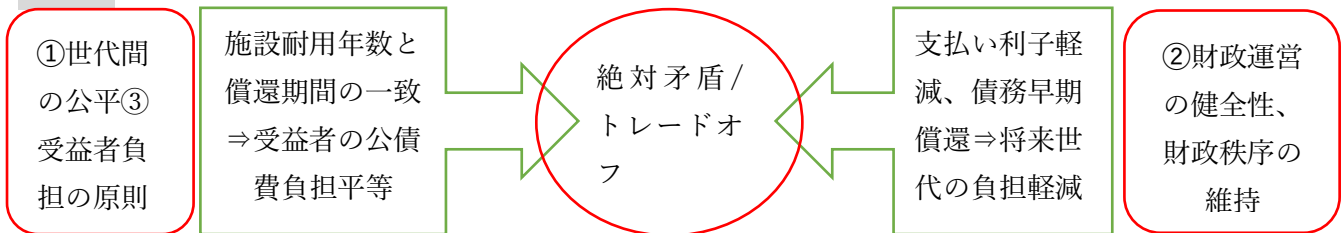
地方債事業区分		地方債計画額 (億円)	充当率 (%)		地方交付税措置 (%)	
			本来分	財源対策債	本来分	財源対策債
公 營 企 業 債	水道事業	5,566	100	—	50~55	—
	工業用水道事業	300	100	—	—	—
	交通事業 ※地方交付税措置は地下鉄事業	1,963	100	—	45	—
	電気事業・ガス事業	288	100	—	—	—
	港湾整備事業	689	100	—	—	—
	病院事業	4,193	100	—	25~70	—
	介護サービス事業		100	—	—	—
	市場事業	379	100	—	—	—
	と畜場事業		100	—	—	—
	地 域 開 業	臨海土地造成事業	840	100	—	—
内陸工業用地等造成事業		100		—	—	—
流通業務団地造成事業		100		—	—	—
都市開発事業		100		—	—	—
住宅用地造成事業		100		—	—	—
下水道事業	12,181	100	—	16~100	—	
そ の 他	観光施設事業	78	100	—	—	—
	有料道路事業		100	—	—	—
	駐車場整備事業		100	—	—	—
	その他事業		100	—	—	—
合 計		75,322				

出所：地方債制度研究会『地方財務令和4年8月号、別冊付録「事業別地方債実務ハンドブック」』ぎょうせい

表2 2022年度地方債資金の内訳 (単位：億円、%)

区分	金額	構成比	区分	金額	構成比
公的資金	43,728	42.9	民間等資金	58,086	57.1
財政融資資金	26,264	25.8	市場公募	36,600	35.9
地方公共団体金融機構資 (国の予算貸付金)	17,464 (335)	17.2 —	銀行等引受	21,486	21.1
			合 計	101,814	100.0

参考2 地方債同意等基準 (令和5年総務省告示第171号) における絶対矛盾



令和5年度地方債同意等基準 第2協議団体に係る同意基準 2 地方債を財源とする事業
 地方債の発行は、①世代間の負担の公平や地方債を発行する②地方公共団体の財政運営の健全性、財政秩序の維持、③受益者負担の原則等を損なわないものである必要があり、それぞれの事業に係る同意に当たっては、次のような点についても留意するものとする。略

建設国債及び特例国債の償還については、借換債を含め全体として60年で償還し終えるという「60年償還ルール」の考え方が採られています。なお、特例国債の償還については、その発行根拠法において「速やかな減債に努めるものとする」とされています。戦後の国債発行に際し、建設国債の見合資産(略 建設した建築物など)の平均的な効用発揮期間が概ね60年のことから、この期間内に現金償還を終了する考え方で採用されたものです。

出所：財務省ホームページ

参考3 地方公共団体における資金運用収入の状況

(1)会計資金「歳計現金等」の運用収入の状況

①昭和33年自治省通達にしばられている

②地方分権改革「通達の廃止、法令の自主解釈権」が地方公共団体に浸透していない

表3 2021年度会計資金（歳計現金等）資金運用実績（出所：各地方公共団体ホームページ）

団体	種別	平均残高	運用収入	利回り	備考
東京都	歳計現金等	11,866億円	1,424万円	0.001%	運用期間上限：歳計現金1会計年度以内
大阪府	歳計現金等	5,643億円	20,765万円	0.037%	中小企業制度融資によるひっ迫した歳計現金に基金を投入。基金＝万博記念公園基金
	基金	677億円	7,256万円	0.107%	
埼玉県	歳計現金等	2,487億円	500万円	0.002%	
神奈川県	歳計現金等	3,418億円	578万円	0.002%	
大分県	歳計現金等	358億円	114万円	0.003%	
川崎市	歳計現金等	383億円	65万円	0.002%	
静岡市	歳計現金等	256億円	94万円	0.004%	
中野区	歳計現金等	51億円	5万円	0.001%	
国東市	歳計現金等	35億円	5,012万円	1.420%	流動性（決済性預金）と有利性（債券）をを量（金額）によるリスク管理

昭和33.6.14、自乙財発第4号、各都道府県知事宛 自治事務次官通知

別紙第三地方公共団体における公金の取扱について

二出納長等の権限と責任の下になされる公金の保管は、安全確実を絶対条件とし、かつ、当該地方公共団体の支払いに即応できるような形において行われるべきものであるから、出納長等が行う保管の形式のうち最も適当と認められるのは確実な金融機関に対する預金の方法によることである。（略）

(2)基金運用収入の状況

国東市以外に公営企業・外郭団体資金を統合した一括運用を行っている団体はない

表4 2021年度基金等運用実績（出所：各地方公共団体ホームページ）

団体	平均残高	運用収入	利回り	備考
東京都	46,462億円	183,853万円	0.040%	期間10年以内。
埼玉県	10,174億円	288,100万円	0.283%	
神奈川県	9,715億円	683,309万円	0.703%	
大分県	1,120億円	30,894万円	0.276%	基金一部一活運用
川崎市	2,779億円	148,649万円	0.535%	
福岡市	3,938億円	415,572万円	1.055%	基金一活運用、満期一括償還債の減債基金活用
静岡市	714億円	17,927万円	0.251%	
中野区	500億円	3,002万円	0.060%	
国東市	161億円	14,598万円	0.905%	公営企業及び外郭団体を統合

参考4 「地方分権改革」理解が「省庁集権的組織文化」を克服し住民目線の意識を醸成

- (1)地方分権改革意義：地方公共団体は法令の自主解釈権と自立的な条例制定権を獲得
- (2)地方分権改革の意義が地方公共団体に浸透していない現実
- (3)地方分権改革の理解⇒お上（省庁）の視点から住民視点でのリスク評価

図1 地方分権改革＝地方公共団体自立のための法令整備

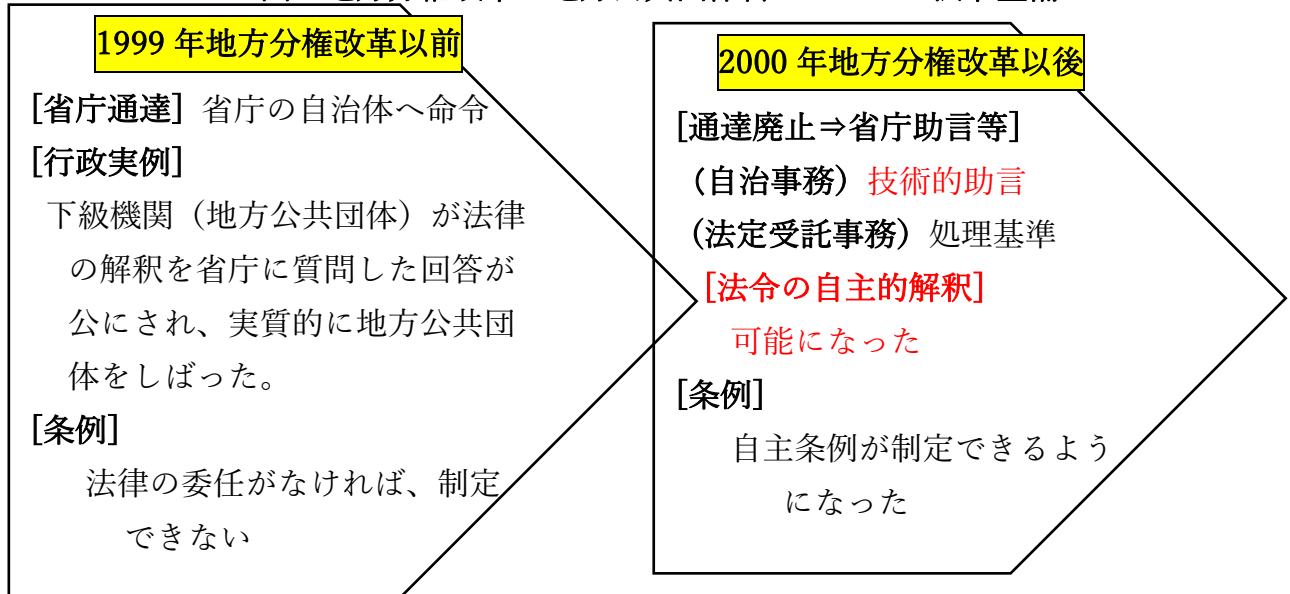


図2 地方公共団を省庁の下部組織としていた法律の廃止

国家行政組織法第14条②各省大臣、各委員会及び各庁の長官は、その機関の所掌事務について、命令又は示達をするため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。 ←存続

[廃止した条文]

国家行政組織法旧第15条① 各大臣は、主任の事務について、地方自治法第150条（機関委任事務）の規定により、地方公共団体の長のなす国の行政事務に関し、その長を指揮監督することができる。 ※機関委任事務：都道府県事務7～8割、市町村事務3～4割

地方自治法旧第150条 普通地方公共団体の長が国の機関として処理する行政事務については、普通地方公共団体の長は、都道府県にあっては主務大臣、市町村にあっては都道府県知事及び主務大臣の指揮監督を受ける。

地方自治法旧第151条① 都道府県知事はその管理に属する行政庁又は市町村長の権限に属する国又は当該都道府県の事務につき、その処分が成規に違反し又は権限を犯すと認めるときは、その処分を取り消し、又は停止することができる。

図3 地方公共団体自立のために制定された法律

(関与の法定主義) 地方自治法第 245 条の 2 普通地方公共団体は、その事務の処理に関し、法律または政令によらなければ、国又は都道府県の関与を受け、又は要することとされることはない。

(関与の基本原則) 地方自治法第 245 条の 3 国は、普通地方公共団体が、その事務の処理に関し、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与を受け、又は要することとする場合には、その目的を達成するために必要な最小限度のものとするとともに、普通地方公共団体の自主性及び自立性に配慮しなければならない。

(自治事務：技術的助言) 地方自治法第 245 条の 4 各大臣又は都道府県知事は、普通地方公共団体に対し、事務の運営その他の事項について、適切な技術的な助言若しくは勧告をし、必要な資料の提出を求めることができる。

(法定受託事務：処理基準) 地方自治法第 245 条の 9 各大臣はその所管する法令に係る法定受託事務の処理について都道府県及び市町村がよるべき基準を定めることができる。

参考 5 財政民主主義を支える予算原則

(1)英国市民革命による議会の課税・支出承認権獲得とともに予算原則が生まれ、時代とともに一部が弾力化した

図 4 財政民主主義が予算原則を貫いている

[絶対王権に対する英国市民革命]

1628 年:権利の請願：議会が課税承認権獲得、不当な国民逮捕禁止

1665 年：オランダ戦争に係る経費許容条項：議会が国王支出の承認権獲得

1860 年代：収入と支出を統合した予算制度確立

[予算原則＝財政民主主義の成立]被統治者代表（議会）の予算統制による国家権力統治

予算統一性の原則 1787 年：英国統一国庫基金法-特定の収入と支出が結びついた多数の基金の寄せ集め⇒議会統制できない⇒収入支出を計上する予算は 1 つでなければならない

総計予算主義の原則すべての収入支出は予算編入しなければならない

公開性の原則

超過支出禁止の原則、流用禁止の原則、(予算見積)厳密性の原則、予算単年度主義、会計年度独立の原則

[現代日本の予算原則弾力化]

予算統一性の原則弾力化一般会計と区分経理の必要がある場合、法又は条例による特別会計設置を認める

超過支出禁止、流用禁止及び厳密性の原則弾力化

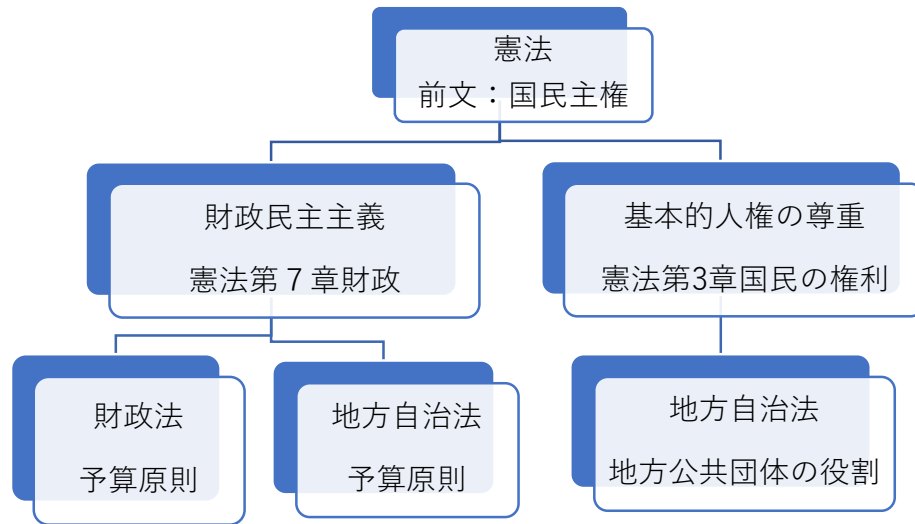
予算項内流用承認、補正予算、予備費制度

予算単年度主義・会計年度独立の原則弾力化

債務負担行為、継続費

予算制度、繰越明許

図5 憲法「財政民主主義」を支える予算原則



憲法前文 主権が国民に
存することを宣言する

憲法第7章 第83条:国の財政処理は国会の議決に基づく 第84条:租税賦課は法律の定める条件による 第85条:国費支出及び国の債務負担は国会議決に基づく

憲法第3章 第11条:基本的人権は不可侵の永久の権利として国民に保証する 第13条:生命、自由及び幸福追求の権利は最大限に尊重する

財政法第14条:歳入歳出は、すべて予算に編入しなければならない。第14条②:国が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合その他特定の歳入を以て特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に限り、法律を以て特別会計を設置するものとする。会計法第2条:各省各庁の長は、その所掌する収入を国庫に納めなければならない。直ちにこれを使用することはできない。

地方自治法第210条:一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。第209条②:特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行なう場合その他特定の歳入をもつて特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例で設置できる。

地方自治法第1条の2①:地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

(2)現代日本の複雑な公金管理の状況

①予算統一性の原則「特別会計設置制限」を超えるさまざまな公金管理形態

地方自治法第 209 条②特別会計は、(中略) 特定の事業を行う場合その他特定の歳入をもって特定の支出に充てて一般の歳入歳出と区分して経理する場合において条例でこれを設置できる。

ア)地方公共団体の共同機関,共同事業 (一部事務組合,広域連合,法人格なき協議会)

イ)地方公共団体の基金の特殊性 = 予算に属する資金 ⇒ 「特別会計設置制限」対象外

地方自治法第 241 条 (基金) ④「基金の運用から生じる収益及び基金の管理に関する経費は、(中略)歳入歳出経費に計上しなければならない」 ⇒ **特別会計ではない**

1.)基金設置必要性の検討が必要 ← 資金の分断リスク

全国地方公共団体調査結果報告書が示す非常に多い基金設置数 (平均) :

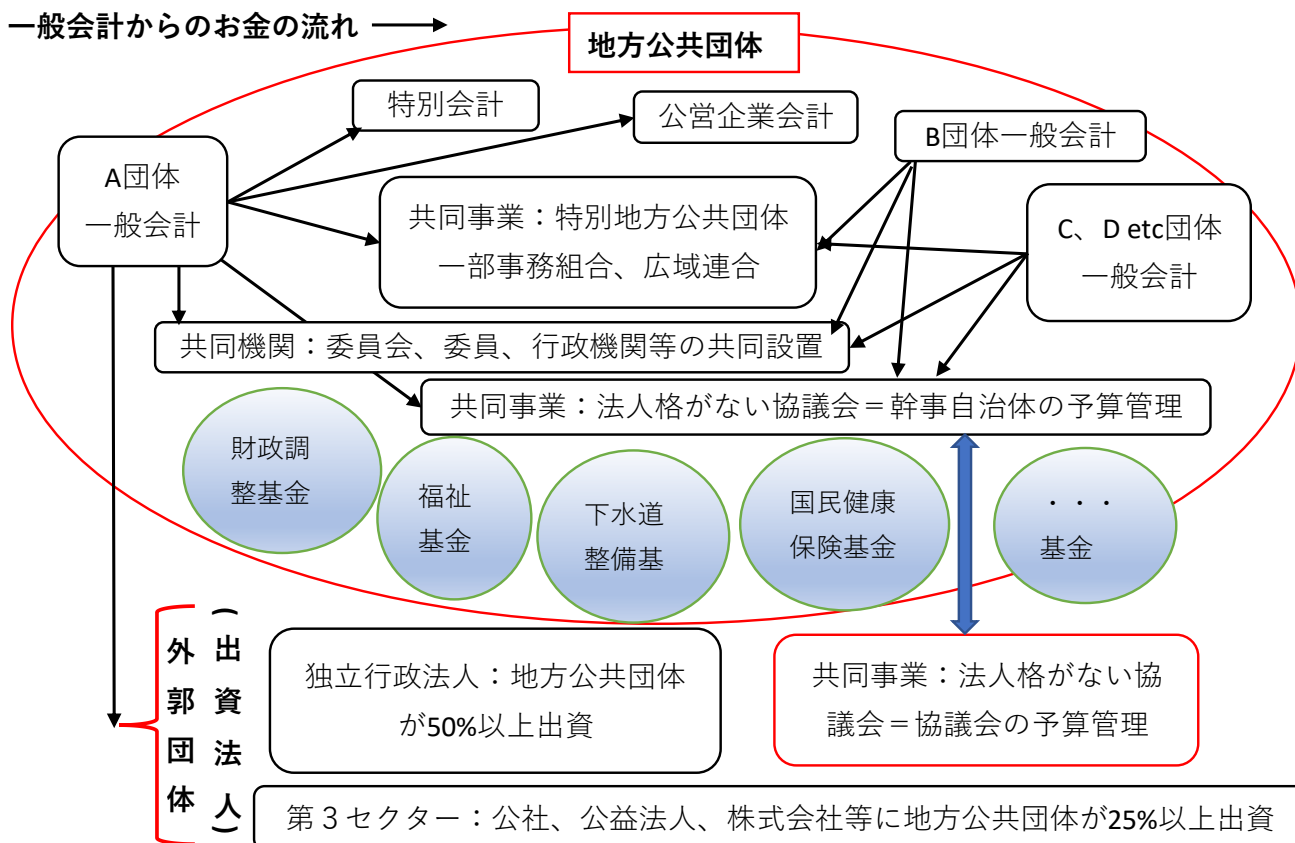
都道府県 35、政令市 30、中核市・旧特例市 22、特別区 12、市 20、町村 17

②総計予算主義の原則による適切な会計管理形態の検討が必要

1.)独立行政法人、第 3 セクター予算は地方公共団体の予算統制外

2.)協議会収入支出を幹事自治体の予算編入しない場合 ⇒ 地方公共団体の予算統制外

図 6 一般会計から展開した資金の重層的な複合体



出所：地方自治法第 252 条の 2～252 条の 6（協議会）、同法第 252 条の 7～252 条の 13（機関等の共同設置）、同法第 284 条～291 条（一部事務組合）、同法第 284 条、第 285 条の 2、第 291 条の 2～291 条の 13（一部事務組合）、総務省ホームページ：広域連携の仕組みと運用、地方独立行政法人、松本英明「新版逐条地方自治法第 9 次改訂版」学陽書房、平成 29 年